

# 情報モラル「相模原」プランを用いた情報モラル教育の実践

## ー改訂版『情報モラルハンドブック』の活用を通してー

小室絵美（相模原市立若草小学校）

概要：相模原市では、平成25年度に『情報モラルハンドブック』を発行し、小中学生に、よりよい情報の取り扱いについての授業実践を進めてきた。それから数年、スマートフォン等の所有率の急激な増加に伴って児童生徒が簡単に情報を発信できるようになった。SNSトラブル等も低年齢化が進み、情報モラル教育の重要性は、さらに高まっている。このような社会の変化を踏まえ、平成28年度に「情報モラル『相模原』プラン」を見直し、『情報モラルハンドブック』改訂を行った。本実践では、改訂版『情報モラルハンドブック2017』を用いた授業実践を行うことを通じて、情報モラル教育の成果と課題について考察していく。

キーワード：情報モラル， 系統的な指導， 情報モラルハンドブック， 授業実践

### 1 はじめに

近年、児童生徒のICT機器の個人所有率が高まっている。これらを利用することで、児童生徒が情報の受け手となるだけでなく送り手にもなっている。それにより、様々な問題も増加しており、情報モラル教育は急務となっている。

文部科学省「教育の情報化に関する手引」では、「インターネット・携帯電話の普及をはじめ、経済・社会・生活のあらゆる場面で情報化が進展し、その恩恵を享受していること、一方で、有害情報や『ネット上のいじめ』など情報化の影の部分への対応が喫緊に求められており、これらの中で、すべての国民が情報や情報手段を適切に活用できることが求められるようになっている。」と示されている。

本市では、平成25年度に『情報モラルハンドブック』を発行したが、児童生徒を取り巻く情報環境は数年間で急速に変化した。指導すべき内容の精選、十分な知識をもった上で指導力が必要となり、授業を行いやすい環境を整えるため、相模原市小中学校視聴覚教育研究会と協力し、「情報モラル『相模原』プラン」及び「情報モラルハンドブック」の改訂に至った。

### 2 改訂内容

今回の改訂は、社会の変容・問題に対応すべく、教員誰もが情報モラル教育を実践しやすい環境を整えること、児童生徒が安心・安全に生き抜くための能力や態度が育成されることを目的とした。具体的な内容は次のとおりである。

#### (1) 情報モラル「相模原」プランの改訂

小・中学校の9年間で指導すべき内容を系統立てて大きな2つのカリキュラムを編成した。

#### (2) 「情報モラルハンドブック2017」の作成

##### ① 「心をたがやすカリキュラム」

中学校のページを改訂。機器の変化への対応に偏らないよう、情報社会の問題点を背景に盛り込んだ読み物教材を取り扱うことに変更した。

##### ② 「知識を身につけるカリキュラム」

各教科・領域と関連付け、授業として取り扱えるよう、全学年ページに関連する教科・単元名を記した。

また、各学年、テーマごとに1ページにまとめ、そのキーワードと事例を掲載し、「心をたがやすカリキュラム」と同様、学習のまとめに使いやすいように変更した。

### ③解説書

各学年のカリキュラムに合わせて授業が行えるよう、例示として各教科の指導案・板書計画・ワークシートを新たに作成し、学年ごとにイントラネット上に格納した。

### ④授業パッケージ

各学年のカリキュラムに合わせた動画資料を各校のネットワークサーバに格納し、教室の大型テレビで視聴できるようにした。

## 3 授業実践(小学校3年「知識を身につける」)

社会「わたしたちのまちしらべ」の中で、情報の信憑性「インターネットには間違った情報も存在する」を扱った。

「わからないことがあったときに、どうやって調べるか」という問いに、児童からは、家族と一緒にPCやスマートフォン等を用いて、インターネットで検索するという答えが多く出された。スマートフォンが電話としてだけでなく、検索ツールの一つとして日常的に活用されていることが浮き彫りとなった。

また、課題に関係する資料を見つけた児童が、一つのものだけを見て正しいと信じ込まずに、様々な資料と比べて確かめること、調べたい資料が「いつ」のものなのかを考えて収集することが大切だと考えるようになった。

国語「つたえよう、楽しい学校生活」では、写真と肖像権「一枚の写真から」を扱った。

本学年児童のICT機器所有率を踏まえると、地域や家庭と連携する必要があると考え、授業参観で実施することにした。

児童は、自分以外の人が写った写真を無断で使わないことや、写真データを無断で流出させてはいけないことに気付くことができた。

また、肖像権のことを知った児童からは「赤ちゃんにも、肖像権はあるの。」という質問が出た。自分で意志を示せない乳幼児等にも、各個人に肖像権があり、守られるべき権利なのだとして全体に伝え、理解してもらうことができた。

## 4 成果

本カリキュラムの実践を行っていく上で、児童生徒が課題を身近に感じ、それについて考える環境を形成することが必須であると考えた。今回の2つの実践から、指導案・ワークシートが準備されていること、動画資料があること、まとめて本ハンドブックが活用できることで、焦点化した授業が実践でき、誰もが情報モラル教育を推進できることが分かった。

また、市内の情報教育担当者向けの研修にて、「情報モラル『相模原』プラン」及び『情報モラルハンドブック』の紹介と、授業実践活用例を報告するとともに、今後各校で担当者からの研修を実施するよう呼びかけ、全市的な情報モラル教育の推進を図ることができた。

## 5 今後の課題

今後も、急速に発展すると思われる情報社会の中、本カリキュラムの推進により、児童生徒によるトラブル等が見られなくなることは非常に難しいと考える。しかしながら、系統立てた9年間の教育を行うことで、様々な問題に児童生徒自身で判断して行動する力を育み、安心して安全な生活へと必ず繋がると信じている。

そのためには、学校と家庭・地域とが連携して情報モラルへの取り組みが重要となる。全ての教員が本カリキュラムでの授業実践を行い、それを発信することで家庭での話し合いに繋げていけるよう、取り組みを続けていきたい。

最後に、今回の改訂では、広島県教科用図書販売株式会社様よりご協力をいただきました。心より感謝いたします。

## 参考文献

- 1)「教育の情報化に関する手引」(文部科学省)
- 2)『情報モラルハンドブック2017』  
(相模原市教育委員会／相模原市小中学校視聴覚教育研究会)